

一関市ホームページ広告掲載実施要領

1 趣旨

この要領は、一関市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することに関し、一関市広告掲載要綱（平成20年一関市告示第17号。以下「要綱」という。）及び一関市広告掲載基準（平成20年2月6日市長決裁。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 広告の方法

広告は、バナー広告（広告を掲載するホームページ上に文字又は画像を貼り、広告主の指定するホームページにリンクして行うものをいう。）によるものとする。

3 バナー広告の掲載基準

バナー広告の内容及び表現は、要綱並びに基準の規定に適合するものとする。

4 バナー広告等の禁止表現

バナー広告及びリンク先のホームページの表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 市の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

5 バナー広告の規格、数量

バナー広告の規格、数量は、市長が別に定める仕様のとおりとする。

6 バナー広告の掲載期間

- (1) バナー広告を掲載する期間は、概ね1箇月を単位とする。ただし、複数の単位にわたる掲載申込みがあったときは、当該申込みのあった全ての期間をもってバナー広告を掲載する期間とすることができる。これらの場合において、市のホームページサーバの保守その他やむを得ない理由により市ホームページの公開を停止する事由が発生した場合においても、掲載期間は延長しないものとする。
- (2) バナー広告を掲載する期間の開始日及び終了日は、市長が別に定める仕様のとおりとする。

7 バナー広告の募集

バナー広告の募集は、市ホームページ、広報いちのせきにより行うものとする。

8 バナー広告掲載の申し込み

バナー広告掲載希望者は、市長が定める期限までに一関市バナー広告掲載申込書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

9 バナー広告掲載の決定等

- (1) 8による申込書の提出があったときは、一関市広告審査委員会（以下「委員会」という。）において速やかにバナー広告掲載の可否を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- (2) 市長は、(1)の報告を受けたときはバナー広告掲載の承認又は不承認を決定する。この場合において、バナー広告掲載を承認すべきものの数が広告の枠数を超えるときは、次の順位により掲載を決定するものとし、これらにより難しいときは、抽選により決定する。
 - ア 第1順位 市内に主たる事業所、支店、営業所等を有する者
 - イ 第2順位 広告掲載希望期間が、より長期にわたるもの
- (3) 市長は、(2)による決定結果を、決定通知書（様式第2号）により申込者に速やかに通知するものとする。
- (4) 市長は、(3)によりバナー広告掲載を承認した場合において必要があると認めるときは、バナー広告の内容等に関して変更等の条件を付することができるものとする。

10 バナー広告原稿の作成及び提出

バナー広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、バナー広告の原稿を自らの責任及び負担で作成し、予め市長が指定する日までに、指定する場所に提出するものとする。

11 バナー広告掲載位置の決定

- (1) 掲載場所内での各バナー広告の掲載位置は、抽選等適宜の方法により市長が決定する。
- (2) 市長は、掲載の終了によるバナー広告の入れ替え、市ホームページのデザインの変更等やむを得ない理由があるときは、掲載中のバナー広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、バナー広告の位置を変更することができるものとする。

12 広告の変更

- (1) 広告主は、バナー広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、バナー広告変更申出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- (2) (1)による申出書の提出があったときは、委員会において速やかに変更の可否を審査の上、その結果を市長に報告するものとする。
- (3) 市長は、(2)の報告を受けたときはバナー広告変更の承認又は不承認を決定し、申出者に通知するものとする。

13 バナー広告掲載料

- (1) バナー広告の掲載料は、市長が別に定める仕様のとおりとする。
- (2) 広告主は、掲載期間分に係るバナー広告掲載料を、市の発行する納付書により、市長が指定する期日までに一括納付しなければならない。

14 バナー広告掲載料の返還

広告主の責に帰することができない理由によりバナー広告掲載を中止したときは、バナー広告掲載中止日の翌日以降に係る納付済みのバナー広告掲載料を、日割計算（計算により得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）により当該広告主に対して返還する。ただし、天災、市のホームページサーバの保守その他やむを得ない理由により、市ホームページ

ジの公開を停止した場合については、返還は行わないものとする。

15 バナー広告掲載の取り消し

市長は、次の各号に該当するときは、バナー広告の掲載を取り消すことができるものとし、この場合、取り消しに伴う広告主への補償等は一切行わないものとする。

- (1) 指定する日までにバナー広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する日までにバナー広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告主又はバナー広告の内容等が、掲載承認後において、要綱、基準及び本要領の規定に適合していなかったことが明らかになったとき、又はその状態となったとき
- (4) その他市長がバナー広告掲載を適当でないと認めたとき

16 バナー広告掲載の取り下げ

- (1) 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面をもって市長に申し出なければならない。
- (2) 市は、(1)による取り下げがあった場合、納付済みのバナー広告掲載料は返還しないものとする。

17 広告主の責務

- (1) 広告主は、掲載されたバナー広告及びリンク先のホームページに関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、バナー広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主自らの責任及び負担において解決するものとする。

一関市バナー広告掲載申込書

一関市長 殿

申込者 住所（所在地）
名 称
代表者氏名
電話番号

印

一関市ホームページ広告掲載実施要領の規定に基づき、市ホームページへバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 業種（営業内容）

2 掲載希望期間

年 月～ 年 月（ カ月間）

3 掲載バナー広告の内容、図案等

バナー広告デザイン案を添付してください。

4 リンク先のホームページアドレス

5 連絡先

住所及び名称

担当者所属氏名

電話・ファクス番号

（電話）

（ファクス）

電子メールアドレス

6 その他

- ・ 一関市広告掲載要綱、一関市広告掲載基準及び一関市ホームページ広告掲載実施要領の諸規定を遵守します。
- ・ 一関市が市税の納付状況調査を行うことに同意します。

平成 年 月 日

様

一関市長 浅井東兵衛

決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で申し込みのありました市ホームページへのバナー広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定

- 1 バナー広告掲載を承認しますので、下記により広告掲載料の納入及びバナー広告原稿提出をお願いします。

なお、一関市広告掲載要綱、一関市広告掲載基準及び一関市ホームページ広告掲載実施要領の諸規定を遵守してください。

掲載期間

年 月 日～ 年 月 日（ カ月間）

掲載料

円

納入期限

別添納付書に記載のとおり

広告原稿

提出期限 年 月 日

提出先

その他

- 2 バナー広告掲載を不承認とします。

理由

バナー広告変更申出書

一関市長 殿

申込者 住所（所在地）

名 称

代表者氏名

印

電話番号

市ホームページに掲載しているバナー広告について、下記により変更したいので申し出ます。

記

1 変更内容（該当する項目の前の にチェックをいれ内容を記入）

バナー広告 変更後のバナー広告デザイン案を添付してください。

リンク先のホームページアドレス

2 変更日

年 月 日

3 連絡先

住所及び名称

担当者所属氏名

電話・ファクス番号

（電話）

（ファクス）

電子メールアドレス